

令和4年9月12日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の短縮について (令和4年9月12日)

日頃より杉並区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、マスコミ等で報道されております通り、令和4年9月7日より、新型コロナウイルス感染症の患者の療養期間が、原則として10日間から7日間に短縮されました。

このことに係る国・都からの通知に従いまして、杉並区内保育園における対応方法の変更について以下の通りお知らせいたしますので、保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解・ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

記

1. 症状のある感染者（園児）の療養期間の短縮について

発症日を0日として7日間経過し、かつ、症状軽快後（※）24時間経過した場合は、8日目から登園可能とします。7日間で症状が軽快していない場合は、症状軽快時から、24時間経過した場合に登園可能とします。

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、マスクを着用すること等の感染予防行動が求められています。このため、園児についても10日間は園内でのマスク着用を求めることとなります。乳児等でマスク着用が困難な場合は、これまで通り10日間の登園停止となります。

（※）症状軽快後とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が落ち着いている状態をいいます。

2. PCR検査前から無症状が継続している感染者（園児）の場合

検体検出日を0日目として8日目から、マスク未着用でも登園可能です。

3. 濃厚接触者の健康観察・行動制限期間について

濃厚接触者についての対応は、令和4年7月26日付でお知らせをした、「コロナ禍における保育施設利用に際してのお願い（令和4年7月26日）」から変更ありません。